

公益信託に関する府令・府省令案への意見

公益財団法人公益法人協会

I. 内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令案
以下、府令と略す。

[該当条文]

第一条「信託行為において定める事項」

[意見]

信託行為にここまで詳細に規定させることは適切でない。

[理由]

公益法人、特に公益財団法人の定款にもこのような詳細な規定を求めておらず、公益信託に於いては、信託行為ではなく、認可申請書・添付書類において必要な事項を求めるべきではないか。申請書に基づき認可の判断をすべきであり、信託行為に詳細な規定の要請は現実的でない（特に委託者が病気の時、遺言による時等を考慮すると）と思われる。

[該当条文]

第一条第八号「信託管理人の職務に関する事項」

[意見]

信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無く、具体的にどのような職務内容まで信託行為の定めを認めるか。

信託管理人の職務としての「同意」「承認」「合意」の判断基準は、「信託目的」に照らして十分な善管注意義務等の義務を受託者が果たしているかの監督人の視点で判断するという理解でよいか確認したい。

[理由]

「新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会」（以下、研究会と記述）第3回資料2—2 逐条説明の p33 第2節公益信託認可の基準第5条「信託管理人の監督能力」に於いて、「このため、信託管理人の職務および権限については、信託行為において明らかにされている必要がある」と記載されている。信託行為に於いて、過大な職務を信託管理人に関して定めるのは現実的では無いと思われるため。

[該当条文]

第一条第十二号「公益信託事務の一部を第三者に委託する場合（略）にあっては、その信託事務の」「委託先又は選定に係る基準及び手続並びに公益信託事務の内容」

及び

同条第十三号「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては」「当該機関の…職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法」

[意見]

（コメント１）

このような規定は公益法人には見当たらず、公益信託はガバナンスが弱いと一律に決めることは問題である。

そのため、「その適正な運営のために必要な」、

12号に関しては「委託先、その公益信託事務の内容について」、

また、13号に関しては「合議制の機関について」、

「内容等を決める当事者又は機関の指定及びその手続きを定めることができる。」とすることに依り、「必要な当該事象が発生した場合、行政庁に速やかに届出る旨」でよいのではないか。

[理由]

遺言による信託行為の場合（遺言執行者等利害関係者が相続開始時の公益事務状況に応じて適切に対応（補足書など）できるよう）、また公益事務を取り巻く環境変化に機敏に対処できるよう（都度変更認可申請が必要となるのは事務負担であるので）にすべきである。

細かく決めすぎることは、公益法人ガバナンスの事後チェック方式と逆であり、整合的でないのではないか。

[該当条文]

同上

第一条第十二号 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合（次に掲げるものを委託する場合を除く。）にあっては、その公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容

イ 信託財産の保存行為に係る事務

ロ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする事務

ハ 公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有する事務

同条第十三号 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、以下、略

[意見]

(コメント2)

第12号に関して、「(次に掲げるものを委託する場合を除く。)」項目に、以下を追加することをお願いしたい。

二 「公益事務の性質を変えない範囲において、その推進または改善を目的とする事務」
第13号に関して、「公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあって」の「不可欠」の定義が、拡大解釈されることなく、かつ、予見可能性が高いように、ガイドライン等で明示して頂きたい。

[理由]

第12号の第3者委託と第13号の運営委員会の規定に依る信託行為への記載については、公益信託をもっと柔軟に活用出来るよう、信託行為記載は任意とするか、最低限度に止めるべきではないか。

例えば、受託者に依る実験を必要とする研究開発を公益事務とする公益信託の場合、トライ&エラーを繰り返しつつ実験を進めるのであって、信託行為作成時点では予想もつかない、第3者への計算委託業務の発生や、異分野の専門家の関与（新たな別運営委員会の設置）が必要となる状況は想定される処、その都度、変更（追加）認可申請をしていたら、研究機関間競争に時間的に劣後してしまう等を危惧するものである。

[該当条文]

第一条第十四号 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあっては、その旨及び当該行為の内容

（関連条文）：信託法

（利益相反行為の制限）

第三十一条 受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

中略

四 略 その他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受託者又はその利害関係人の利益となり、かつ、信託の目的の達成に支障となるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる行為をすることができる。ただし、 中略

一 信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。 以下、略

第三十二条 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であってこれをしないことが信託の目的の達成に支障となるものについては、これを固有財産又は受託者の利害関係人の計算でしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、同項に規定する行為を固

有財産又は受託者の利害関係人の計算とすることができる。 中略

一 信託行為に当該行為を固有財産又は受託者の利害関係人の計算とすることを許容する旨の定めがあるとき。 以下略

[意見]

(コメント1)

信託行為に具体的にある程度記載され、行政庁がその合理性を認可審査において認めるなら、その判断基準を、対外的に明らかにしなければ、信託管理人・委託者・国民にはわからない。すなわち、実務上、合理的であるか否かの行政庁の判断基準が見えない。事前に信託管理人に説明し承認を得るなどの定めも必要ではないだろうか。

また、このような単なる規定だけではトラブルが生じる可能性がある。行政庁の具体的なケースを考え方とともに明示すべきである。例えば公益法人制度のような事前承認等手続きなど。そうでなければ、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」ケースなどは、固有財産の債権者は信託財産を差し押さえできると判断するなど、分別管理・倒産隔離の制度が揺らいでしまう。

なお、公益法人への寄附、他の公益信託の受託者への寄附（法第8条第6号ただし書）について、任意的記載事項とするならば、定めがない場合はどのような場合でも取り扱うことを行政庁として認めるのか。相対的記載事項として、定めがなければ認めないとするか。届出事項でよいのか。委託者にとって想定外の事態が生じるのではないか。

[理由]

研究会第3回資料2-2のp11下から9行目では、「受託者が物品や役務を提供し、その費用を信託財産から支出する」を想定しているが、具体的なチェックを信託管理人の判断に任せることは適切ではないと考える。

また、信託管理人、委託者はどのような調査ができ、請求権を行使できるのか、また、第1条第8号の職務の定め方だけでなく求償方法は如何、このような規定だけでは見えてこない。

信託法の解釈では、競合する行為をする場合、信託を優先的に行う必要があり、受託者にはその立証が求められる。

[該当条文]

同上

第一条第十四号 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）にあっては、その旨及び当該行為の内容

[意見]

(コメント2)

同号の（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）とある処に、「及び受託者の固有事業」を追加し、（信託の目的及び受託者の固有事業の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）とすることを検討頂きたい。

[理由]

公益信託の受託者には、必要な技術的能力を有していることが求められることから、同種の事業を固有事業（固有財産を使う事業）として実施している場合が多いと考えられる。そのため、特に競合行為の可能性は十分考えられ、例えば、受託者が公益法人の場合、当該競合行為の可能性は、公益信託（公益事務）サイドからのみならず、当該公益法人の公益目的事業（固有事業）サイドからも同様である。したがって、後者の観点からの競合行為の限定も必要であり、信託行為に定めることが実務上簡便であり、行政庁対応上、必要であると考えられるため。

[該当条文]

（公益信託認可の申請）

第二条

[意見]

（コメント 1）

限定責任信託である旨を、信託行為の相対的記載事項として明確にすべきではないか。
なお、公益信託法 33 条 3 項の読替え規定からすると、限定責任信託に係わる信託法 225 条以下、受託者が「給付可能額」を超えての給付の条項について、「空振り」つまり適用されないと解されているが、受託者の予算を超えた多額の給付・費用支出等（義務違反・帰責事由？存続を短くする）に対して信託管理人、行政庁はどのように求償等対処できるのか、解釈が不分明である。

[理由]

名称、目的、管理方法等の個々の定めに限定責任信託である旨を記載するとしても、取引相手方への明示義務も示すべきで、審査のための申請書に、どのような考え方によるか等記載すべきと思われるため。

[該当条文]

（公益信託認可の申請）

第二条

2 法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類

イ 略

ロ イに掲げる受託者以外の者 様式第二号により作成した当該受託者の財産及び収入の

状況を明らかにする調書

[意見]

(コメント2)

様式第二号はあまりに詳細過ぎるのではないか。

反面、様式第二号レベルの情報でも経理的基礎の有無の判定は、困難（当該情報を見て、どのような基準（例えば、資産－負債が信託財産の○倍以上、あるいは、有価証券でも金額だけで良く、日本国債なのか等の種別は問わないのか）で経理的基礎の有無を判定するのか。さらに、認可申請直近年度単年度で判定可能か。）ではないか。

第1条第3項第1号で規定する「受託者（中略）の（中略）略歴を記載した書類」および同第7号で規定する「受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。）」および信託管理人の監督で充分ではないか。

[該当条文]

(公益信託認可の申請)

第二条第3項第八号「第一項の規定に依る提出について、委託者（略）が承諾したことを証する書類」

[意見]

承諾したことを証する書類には、委託者のほか、信託管理人も必要ではないか。

また、承諾文言の内容は不明であるが、申請する書類、添付書類のすべてが提示され、委託者のリスク等について説明が十分になされ納得している旨、またトラブルが生じないよう誓約的な要素が重要ではないか。

[理由]

同府令案第2条第3項第2号には、「信託管理人となるべきものが就任を承諾したことを証する書類」は記載されているものの、公益信託認可申請書には、信託管理人に関する記載があり、第一項の規定に依る提出について、信託管理人の承諾が必要と思われるため。

[該当条文]

(特定資産公益信託)

第三条第2項「法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、次に掲げるものとする。」の第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」

[意見]

第3条第2項第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」の「その他これに準ずる方法」として、従来の特設公益信託で認められていた現物の支給も認めるべきである。

また、財源を金銭とする活動を前提に、強靱な地域振興・街づくりの小規模活動の促進が不可欠な現在において、給付事業による間接的な活動よりも、能動的直接的に機敏に自ら動く事業型に対して、事務手続きが簡素になる制度にすべきである。特定資産公益信託という、簡便な会計処理・財務情報を認めるのであれば、類似・相当の事業型（金銭募集・運用型）の信託も、同等程度の会計処理・情報開示とすることで、制度改正の趣旨が活かせると考える。

[理由]

「研究会第3回資料2-2のp25にも、第3条第2項第1号の末尾「その他これに準ずる方法」については、言及されていない。金銭の支給に代えて「その他これに準ずる方法」として、物・ノウハウ・施設貸与等の提供は、計算書類との関係（減価償却が問題に、また死蔵に繋がるような表現）で否定的なようである（研究会議事録p22）。

これまでの特定公益信託では、金銭に代わる現物の給付も認めており、制度改正は、簡便な運営をより活用させるはずが、さらに制限するもので、改正趣旨に反するのではないか。

また、金銭以外の物の給付が死蔵となるとは限定的である。計算書類を見れば指導はできる。翌年程度の棚卸品がなぜ、特定資産公益信託とは違うのか。公益法人と整合的でない。特定資産公益信託と同レベルの金銭財源の事業型にも、特定資産公益信託と同レベルの仕組みをとるべきである。

[該当条文]

（受託者の経理的基礎及び技術的能力）

第四条

2 法第八条第二号に掲げる基準であって公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること。

[意見]

公益法人が受託者になる場合、「適正な運営を確保する仕組み」として、当該法人の定款に公益信託の受託者になる旨の記述が必要か。それとも、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れば良いか。また、公益信託の受託者になった旨は、事業報告等で触れれば良く、定款記載は必要無いものとするが、確認したい。

また、同じく公益法人が受託者になる場合で、当該公益信託の公益事務の内容が、当該公益法人定款の公益目的事業内容から読み取れない場合、公益信託認可申請と公益法人の変更申請を同時あるいは相前後して実施することになるが、両公益関連制度の相乗効果を期待する場合、例えば、行政庁に対し、公益信託認可申請時に附带的に公益法人の公益目

的事業内容変更の、一括申請的な方策がありうるか、確認したい。

[該当条文]

(公益信託報酬の支払基準)

第八条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定めるものとする。

(関連条文)

(公益信託の認可基準)

法第八条

十一 公益信託報酬（公益信託に係る信託報酬（信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。）及び信託管理人の報酬（同法第二百二十七条第三項に規定する報酬をいう。）をいう。第十九条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること。

[意見]

同条末尾の「公益信託報酬に含まれることとなる費用」に、事業費はもとより、管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別積算・直課出来ない、信託事務と固有事業（固有財産を使って実施している事業）に共通する費用の内の信託事務に係る費用も含まれると理解して良いか。

その場合、個別に積算することが困難であるが、例えば、同種固有事業の管理費割合等を用いて算定し、公益信託報酬に含め、かつ、当該公益信託報酬額を費用として計上することが許容されるか確認したい。

なお、公益信託報酬に関連して、法第8条の第11号にある「不当に高額」とは何を基準として考えるのか定かではない処、ガイドラインで示すのか確認したい。

[理由]

事業型公益信託の場合、事業費はもとより管理費にも、実務上煩雑過ぎて個別に積算・直課出来ない、公益信託事務と固有事業の双方に共通する費用（例えば光熱水道費等）の内の公益信託事務に係る費用が存在する。それらをどのように信託事務に係る費用として算定し、どのように信託事務に係る経費として計上するかが課題である処、公益信託報酬あるいは一般管理費として計上することが考えられる。本件は、その内の公益信託報酬に含めることが許容されるか否か等を確認するものである。

[該当条文]

(基準割合)

第二十五条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は、百分の七十とする。

(関連条文)

(公益信託の認可基準)

法第八条

九 その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合（第十六条第二項において「公益事務割合」という。）が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める割合（同項において「基準割合」という。）以上となると見込まれるものであること。

[意見]

新公益信託制度に於いて、多種多様の事業内容や受託者が想定され、中には管理費割合が同基準より高い場合も想定される。その場合、管理費を信託財産のみでは賄いきれず、固有財産にまで負担が及ぶことが明らかな場合等、受託が困難となる恐れもある。そのため、原案に以下の文言を追加することをお願いしたい。

「但し、止むを得ない事情に依る場合は、百分の五十を限度とするとともに、当該数値及び理由を公開すること。」

[理由]

例えば、収益事業等を実施しておらず、かつ事業比率が百分の六十という事業構造を有する公益法人が、その公益目的事業と同種の公益信託の受託者となる場合（技術的能力からして十分想定される）、事業費割合を百分の七十以上と規制されると、管理費に充当出来ない百分の十を、固有事務部分から補填せざるを得なくなり、固有事務の遂行に支障影響を与えるリスクとともに、固有財産拋出者の意思に反するリスクも生じ得る。したがって、今後、多種多様な事業型公益信託が想定される処、事業費割合が百分の七十を下回る場合には、当該数値及びその理由を公開することに依り、百分の五十を限度とする柔軟な運用を許容する制度として頂きたい。

一方、不合理に低い事業比率は、委託者に関し、当該受託者を選定しないインセンティブとして働くことも、合わせて認識して頂きたい。

[該当条文]

(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類)

第三十九条 法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類（特定資産公益信託にあっては、第三号に掲げるものを除く）とする。 以下、略。

(信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類)

第四十条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（特定資産公益信託にあっては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）とする。 以降、略。

[意見]

第 39 条及び第 40 条に基づく書類作成と行政庁への提出（定期提出書類）については、第 39 条第 2 項、第 40 条第 2 項等に依る受託者の負担軽減措置が講じられていることは高く評価する。しかし、それでも定期提出書類の種類が依然として多いことは、受託者の範囲を拡大する建付けとしたにも拘わらず、当該制度に習熟している公益法人以外に、受託者の拡大効果が十分に発現しないことが危惧される。ついては、さらなる受託者の負担軽減（特に小規模公益信託に対する）、加えて運用段階に於いても負担軽減措置運用の検討をお願いする。

[該当条文]

第三章 公益信託事務の処理等

第三節 財産目録等

第三十九条―第四十九条

第四章 公益信託の併合等

第五十条―第五十二条

合同命令

第三章 公益信託の併合及び分割

第一節 公益信託の併合

第六条・第七条

第二節 公益信託の分割

第一款 吸収信託分割

第八条・第九条

第二款 新規信託分割

第十条・第十一条

第六章 公益信託に係る計算

[意見]

財産目録等に関し、府令第 39 条～第 49 条の関連規定及び合同命令 17 条～33 条の関連規定が存在しており、法令の建付け上の制約は理解できるものの、両法令等を参照しながら業務を実施する受託者の事務負担が大きいことが予想される。そのため、ガイドライン等で、関連法令を整合されかつ一覧性の高い形で確認できる資料の作成・提供をお願い致したい。

併合、分割に関しても、府令 50 条と合同命令の規定が存在しているため、上記と同様の配慮をお願いしたい。

[理由]

受託者は、公益信託に関する内閣府令と合同命令の双方の該当箇所を参照しながら公益信託事務を遂行しなければならない処、その結果として事務負担が増加し、受託者の範囲拡大の妨げとなる可能性があるため。

[該当条文]

(財産目録等の提出)

第四十九条 法第二十一条第一項の規定による財産目録等（法第二十条第一項に規定する書類及び信託行為の内容を証する書面を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第七号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

[意見]

公益法人に関する信託帳簿が公表されるとなると、同帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難である処、対応が取れない状態が発生する。そのため、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能であるとされている処、「様式第七号による提出書」の後に、「(信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等に関し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加すること、および、様式 7 の「4 信託法第 37 条第 1 項に規定する信託財産に係る帳簿等」に「(但し、公表できない正当な理由がある場合は、その理由)」を追加することを検討頂きたい。

府令等に依る対応が無理な場合、信託帳簿が公表されないような、運用上の対応をお願いしたい。

[理由]

公益信託の信託帳簿については、信託法第 37 条第 1 項（信託法第 222 条第 2 項）に基づき作成が義務付けられ、法第 20 条第 4 項の財産目録等の一部として、法第 21 条第 1 項に基づき受託者から行政庁に提出され、同条第 2 項に基づき行政庁から公表される。一方、閲覧請求については、法第 20 条第 4 項に於いて、「正当な理由」があれば、受託者はこれを拒むことが可能である。

信託帳簿には、個人情報及び営業秘密が散在しており、それを除去することは実務上非常に困難であり、例えば、閲覧請求に対しては、法第 20 条第 4 項の「正当な理由」に依り、これを拒むことが考えられる処、行政庁に依る公表には、「正当な理由」が在っても、公表を拒むこと出来る旨の言及は無く、法第 20 条第 4 項の「正当な理由があれば拒むことが可能である」という条項の趣旨が機能し得ない。

さらに、府令案第 44 条に於いて、信託帳簿は、信託管理人の承認対象になっておらず、当該帳簿は信託管理人の承認抜きで公表されることとなってしまう。加えて、法第 20 条第 2 項及び府令案第 40 条の備え置き書類にも含まれていない。

以上、府令案第 49 条に於いて、正当な理由があれば、公表しない旨の規定の追加を検討

頂きたい。

[該当条文]

(信託の終了)

法第二十三条第二項に関する施行規則条項追加

(関連条文)

(公益信託の終了事由等)

法第23条第2項「公益信託においては、信託法第百六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。」

[意見]

公益信託の終了事由として、法第23条第2項*に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了させることが可能な建付けとなっている。そのため、信託行為に上記の定めがある場合で、当該定めに基づき信託を終了させる際、受給者保護等の観点からの「公益信託事務の適正な処理」が、特に委託者意図に対し、信託管理人に求められるのではないか。

したがって、法23条第2項に関する施行規則として、「委託者及び信託管理人の合意により公益信託を終了させる旨の信託行為の定めがある場合であって、当該定めに基づき信託を終了させる際、信託管理人は、委託者に対し、公益信託事務の適正な処理のため（受給者保護の観点からの）必要な対応をしなければならない。」趣旨の追加をお願いしたい。

あわせて、上記趣旨を、ガイドライン等において明示していただきたい。

なお、信託の終了に関連して、法第23条第2項の「信託行為に別段の定め」について、ガイドラインで具体的に示していただきたい。

[理由]

公益信託法の建付けに於いては、信託法で云う処の「受益者」は存在しないものの、現実問題として、公益信託の受給者は存在する。そのため、法は、信託法で云う「受益者の利益」を「信託の目的の達成」等と読み替え、直接的には委託者の意図した「信託の目的の達成」とともに、間接的に受給者の利益保護を実質的に担保しているとも考えられる。それを、具体的には、信託管理人に「受託者」を監督させることに依り、当該目的を達成させるため、法第8条第1項第3号に、受託者に対する信託管理人の監督能力を定めたものとも考えられる。一方、法第23条第2項に依って、信託行為にその旨を定めれば、委託者と信託管理人の合意により、公益信託を終了できる制度設計となっており、委託者がイニシアティブを取るものと考えられ、その場合、「受託者」を監督する信託管理人の監督能力は発揮されない。また、そもそも信託法第164条第1項に於いて、「委託者及び受

益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる。」旨定めており、委託者意思に基づく信託終了時に不利益を被る可能性の高い受益者を終了意思決定に関与させることによる、受益者保護を念頭にしているものと考えられる。したがって、その特別法である公益信託法第 23 条第 2 項の適用に於いて、受益者はもとより受託者が関与しない本件のような委託者中心の公益信託事務実施の場合には、受給者保護の観点から、公益信託事務の適正な処理のために信託管理人が判断することを条文上明記しておくことが必要と考える。

Ⅱ．公益信託に関する法律第三十三条第三項において読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の規定等の信託法施行規則及び信託計算規則の適用に関する命令(内閣府令・法務省令)案 以下、合同命令と略す。

[該当条文]

第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による公益信託に関する信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。）及び同法第三十七条第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。）については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二条第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。

[意見]

合同命令案第 18 条は、受託者において作成・保存をすべき書類、閲覧の対象となる書類、行政庁への提出・公表の対象となる書類を別のものとして書き分けるべきである。

[理由]

行政庁に提出され（法 21 条 1 項）、公表される（法 21 条 2 項）「財産目録等」は、「（前略）信託法第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類」である。ここには、信託法第 222 条は掲げられていない。すなわち、合同命令案第 18 条が「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」を信託法第 37 条にいう公益信託の信託帳簿としていることは、より厳しい規律をもつものを府令で同列に扱う問題があるのみならず、受託者に対し、法律の定めよりも重い義務を府令をもって課すことになるおそれが強い。

この点をおくとしても、合同命令案第 18 条があることによりはじめて、「信託法第 222 条第 2 項の会計帳簿」は、法 21 条 1 項 2 項の対象となるものであることは事実である。そして、公益信託で限定責任信託の規定を用いようとするのは、信託法 37 条と 222 条を全ての面で同等に扱うことを首肯させるような理論的な根拠があつてのものではないところである*。とするならば、府令において、①作成・保存すべき書類、②閲覧・謄写の対象となる書類、③行政庁への提出・公表の対象となる書類を、その目的によって、書き分けて

よいはずである。

そのうえで、他の法令をみると、たとえば一般法人法では、別異の規律がなされている（①につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、②につき、一般法人法 129 条 3 項。）。公益法人も同様である（①につき、一般法人法 120 条、同施行規則 22 条以下、②につき、一般法人法 129 条 3 項、認定法 21 条 5 項、2 項、③につき、認定法 22 条、21 条 1 項。）。

実質的にも、現在の合同命令案では、作成保存された会計（信託）帳簿全部が閲覧の対象になり、また、行政庁への提出・公表の対象となってしまうが、それでは個人情報保護、プライバシーの観点、営業秘密保護の観点から望ましくないほか、私的自治の観点から行き過ぎである。くわえて、府令案 44 条では、そもそも、信託帳簿は信託管理人の承認対象になっていない。

したがって、公益信託において、作成・保存すべき書類（①）を限定責任信託と同等とするとしても、閲覧の対象となる書類（②）、行政庁への提出・公表の対象となる書類（③）、それぞれ別のものとして書き分けるべきである。

*第 3 回新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会における議論を参照。なお、そこでは、「限定責任信託の規定を適用するという考え方ではなくて、公益信託としてどういうルールが必要なのかということと考えたら、結果として、限定責任信託と同じでしたねということで、提案しているのであって、限定責任信託の規定を適用するという発想から出発しているものでない」との当局説明もあるところである（議事録 30 頁）。

[該当条文]

（貸借対照表の区分）

第三十条

中略

第 3 項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。

ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。

[意見]

（コメント 1）

「減価償却資産が含まれないことが見込まれないとき」一般としての資産区分を要しないとしている。公益信託事務の申請内容から見込まれないと予想される場合であろうが、金銭に代わる給付としての棚卸資産、消耗品であれば区分は必要ないと解してよいか確認したい。

[該当条文]

同上

(貸借対照表の区分)

第三十条

中略

第3項 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。

ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないことができる。

[意見]

(コメント2)

会計上は寄付者による用途指定の有無で指定と一般が区別されるはずだが、ここで減価償却資産の有無という別の基準を使って指定と一般の区分の必要性を判定しているのはなぜか、また、減価償却資産とその他の資産とで取り扱いが異なるのはなぜか、理由を確認したい。